

令和5・6年度広報せと作成業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、瀬戸市（以下「発注者」という）令和5・6年度広報せと作成業務委託の受注者（以下「受注者」という）を選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和5・6年度広報せと作成業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日

※契約締結日は令和5年3月6日（月）を予定

3 参加資格要件

次の各号に定める要件をすべて満たしていること。

- (1) 令和4・5年度あいち電子調達共同システム（物品等）の業種「01 製造・販売」「05 一般印刷」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 瀬戸市から指名停止措置又は指名見合せ措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている事業者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立がなされている事業者にあつては、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 「瀬戸市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年9月29日付け瀬戸市長・愛知県瀬戸警察署長締結）及び「瀬戸市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

4 設計金額

上限額として、44,660,000円（令和5年度：22,420,000円、令和6年度：22,240,000円）（消費税及び地方消費税を含む）を予定している。ただし、設計金額は提案時の予定価格を示すものではなく、価格評価点を審査するにあたり基準として設定する金額であることに留意すること。

なお、この業務に係る予算の減額があつた場合には、仕様等を変更する場合があります、このことにより、プロポーザル参加者又は受注候補者において損害が生じた場合にあつ

ても、発注者はその損害について一切負担しない。

5 選定方式

- (1) 別途審査会を設置し、提案書類及びプレゼンテーションによる審査を実施する。
- (2) 審査会は、次に掲げる理由により原則として非公開とする。
 - ・提案には、著作権、特許権、その他提案事業者各社が保有する特別なノウハウ等が含まれることが想定され、提案事業者各社の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあること。
 - ・審査委員の率直な意見交換又は意志決定の中立性が損なわれる恐れがあること。
- (3) 選定基準
別紙「審査表」に基づき選定を行う。なお、特に重視する項目は以下のとおりである。
 - ・テーマに沿った効果的で訴求力があるデザインか。
 - ・市民が関心を持てる読みやすいデザインか。
 - ・納品までの過程（入稿、校正、製本）における実施体制・緊急時の対応は十分か。
 - ・発注者の企画や紙面構成をサポートする提案や体制があるか。
 - ・価格が妥当であるか。

6 選定スケジュール

- (1) プロポーザルに関する説明会：令和4年12月26日（月）
- (2) 質問受付期限：令和5年1月13日（金）午後5時
- (3) 質問回答期限：令和5年1月18日（水）午後1時
- (4) 参加意志表明書提出期限：令和5年1月25日（水）午後5時
- (5) プロポーザル審査：令和5年2月15日（水）
- (6) 最終審査結果通知：令和5年2月22日（水）（予定）
- (7) 契約：令和5年3月6日（月）（予定）

7 プロポーザルに関する説明会

本プロポーザルに関する説明会を下記のとおり開催する。

なお、出席の有無は任意とする。

- (1) 日時 令和4年12月26日（月）午前10時～
- (2) 会場 瀬戸市役所4階 大会議室
- (3) 内容 課題の提示、選定基準の説明 など

8 課題の提示

プロポーザルに関する説明会で指定課題を提示するとともに、説明会開催日の午後2時以降に瀬戸市ホームページにも掲載する。

9 質問受付及び回答

(1) 質問の方法

「質問票」(様式1)に記入し、電子メールで行うこと。

送付先: koho@city.seto.lg.jp

(2) 回答の方法

提出された質問についての回答は、令和5年1月18日(水)午後1時までに瀬戸市ホームページに掲載する。

10 参加意志表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、令和5年1月25日(水)午後5時までに「参加意志表明書」(様式2)を持参又は郵送で提出すること。

11 プロポーザルの日程及び会場

(1) 日程 令和5年2月15日(水)

※時間については2月6日(月)頃にメールで通知する。

(2) 会場 瀬戸市役所1階 104会議室

12 提案内容

別添「令和5・6年度広報せと作成業務委託仕様書」の業務内容を踏まえ、下記の項目ごとに提案を行うこと。

- (1) 事業の実施体制・緊急時の対応
- (2) 紙面づくりのサポート体制・提案
- (3) 指定課題(デザイン提案)
- (4) 見積書(積算内訳書)

13 提案書等の提出

- (1) 提案書等は、「11 提案内容」に沿って、別途指定する方法で提出すること。
- (2) 提出部数は13部(正本1部、副本12部)とする。
- (3) 提案書等とは別に「見積書(積算内訳書)」を1部提出すること。

14 審査方法

- (1) プロポーザル審査日の指定の時間・場所に提案書等を持参し、プレゼンテーションを行うこと。
- (2) プレゼンテーションは20分以内とし、プレゼンテーション終了後、10分間の質疑の時間を設ける。
- (3) 提案者は4名以内とする。
- (4) パソコン、プロジェクター等の使用は不可とする。

15 契約交渉

- (1) 受注候補者として選定された者と契約締結の交渉を行い、見積徴収を行った上で契約を締結するものとする。ただし、当該交渉が不調のときは、評価順位が次に高い者から順に契約締結の交渉を行うものとする。
- (2) 契約交渉にあたっては、提案事業者が提案した内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて発注者との協議等を行った上、決定するものとする。

16 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格となることがある。

- (1) 上限額を超える金額を提出したとき。
- (2) 提案書等の提出方法、提出期限等について本要領を守らなかったとき。
- (3) 記載すべき内容の一部又は全部が記載されていない、記載上の注意事項を守らなかったとき。
- (4) 虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 本提案に対して公正な競争を妨げる行為があったとき。
- (6) その他、失格が妥当であると判断される事項があったとき。

17 その他

- (1) プロポーザルに関する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は提案事業者へ返還しない。
- (3) 提案書類は法令に基づき提案事業者の承諾を得た上で公表する場合がある。
- (4) 審査結果についての異議申し立ては認めない。

18 問い合わせ先

瀬戸市役所市長直轄組織シティプロモーション課シティプロモーション係
愛知県瀬戸市追分町6 4番地の1 瀬戸市役所4階
☎(0561)88-2530 E-mail koho@city.seto.lg.jp